

福島市立土湯小学校「いじめ防止等の対策に関する基本方針」

いじめ防止対策推進法より「いじめの定義」（第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

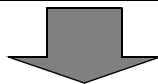
福島市教育委員会「いじめ根絶に関する取り組み方針」

〈ねらい〉

学校、家庭、地域社会及び教育委員会も含めた社会全体が一丸となって、いじめ根絶に取り組み、次代の福島を担う子どもたちの生命・身体を守る。

〈いじめに対する基本的な考え方〉

- （１）いじめは人間として決してゆるされないことである。
- （２）いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうることである。
- （３）いじめ根絶に向けて、学校とともに、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していく。



1 土湯小学校におけるいじめに対する基本的な考え方

- （１） いじめの未然防止に組織的に全力で取り組み、「いじめは決して許されない」という共通理解のもと、「いじめ」根絶の学校創りに取り組んでいく。
- （２） たくさんの目で子どもたちの生活を見守り、いじめの早期発見・迅速な対応・繰り返されないための徹底した事後指導に積極的に取り組んでいく。
- （３） 教職員と児童、児童と児童とが心を通わせ、しっかりと向き合うことができる学校の体制を構築していく。
- （４） いじめ防止に向けて、家庭・地域との連携を充実させていくとともに、関係機関との連携体制を構築していく。

2 いじめに対する基本方針 → 『未然防止』 『早期発見』 『早期解決』

（１）未然防止について

- 一人一人の居場所のある温かな学級経営の推進に努める。（居場所づくりと絆づくり）
- 豊かな体験活動を推進していく。（自然体験・社会体験・交流体験）
- 個に応じたきめ細かな学習指導を展開していく。

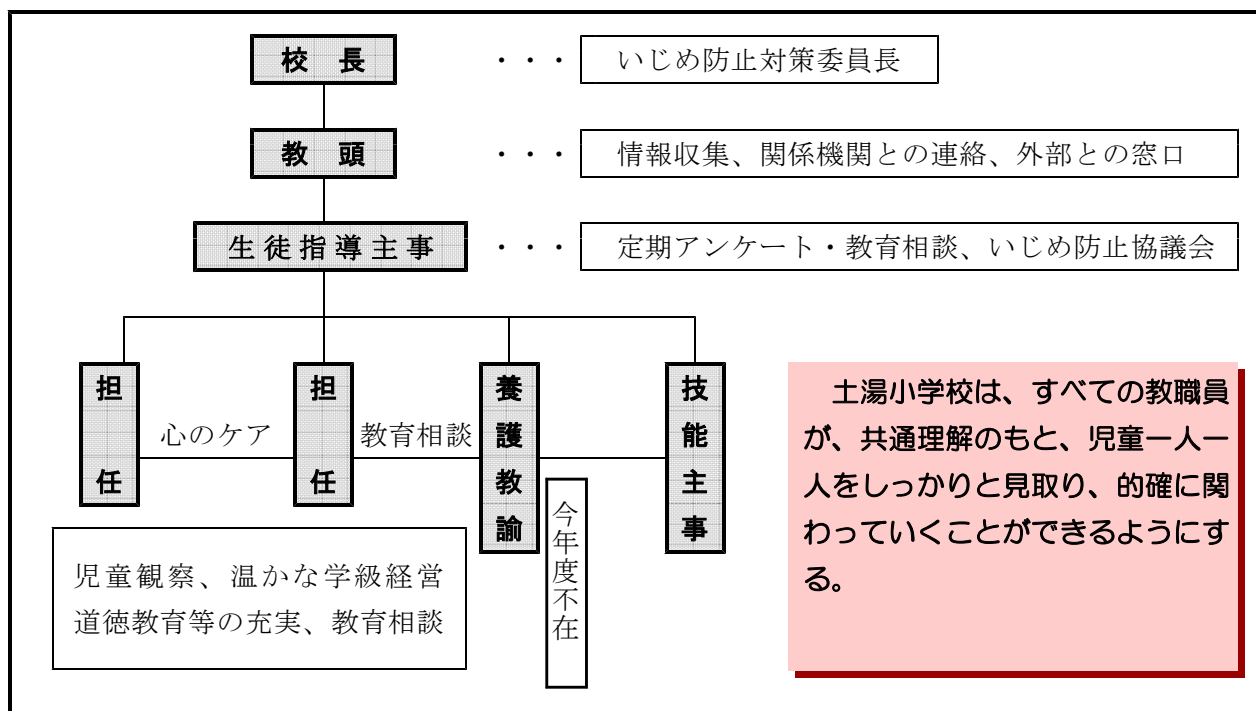
（２）早期発見について

- 常日頃の児童観察を徹底し、発見・把握に努める。（いじめに対する認識の共有化）
- 安心・安全を支える相談体制の充実、校内いじめ根絶チームによる日常的な対応に努める。
- 定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努める。

(3) 早期解決について

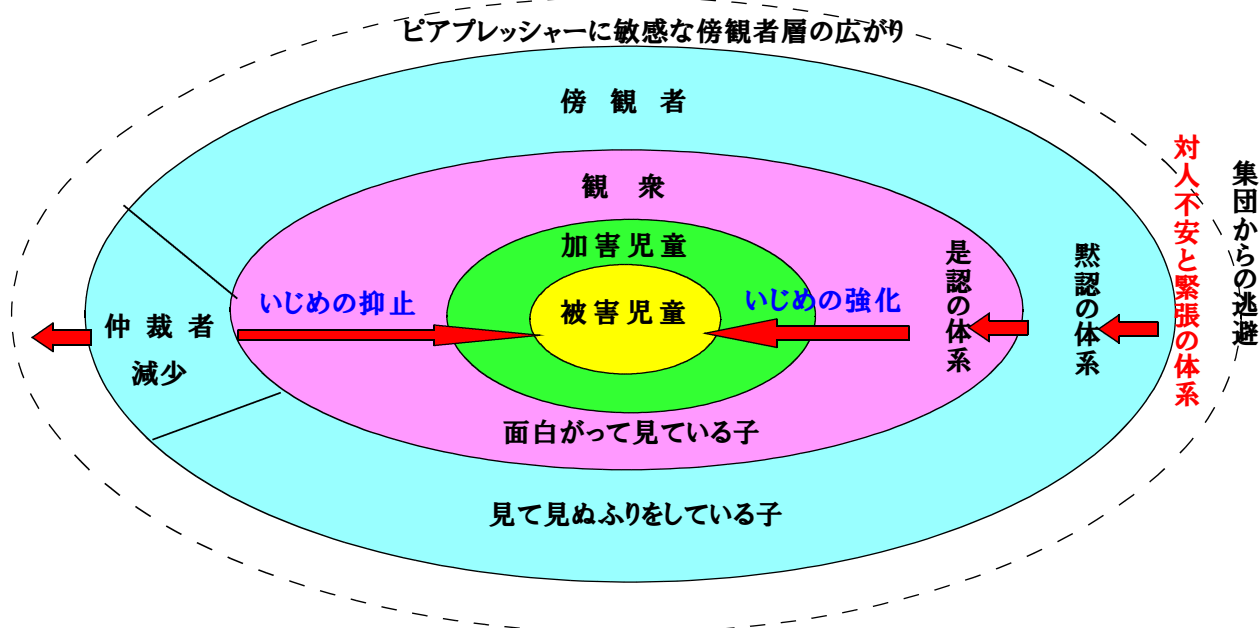
- 早急に的確な事実確認を行い、組織で対応していく。被害児童の安全確保に努める。
- 教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携のもとで、迅速かつ毅然とした対応をしていく。
- 福島市教育委員会「いじめ根絶サポートチーム」との連携を図るなど、関係機関との連携を充実させていく。

3 組織



4 『いじめの構造』の共通理解

【最近のいじめの特徴・構造】(奈良教育大学教育実践総合センター資料より)



6 いじめが発生した場合の対応について

